

重要事項説明書

(共生型通所介護事業)

あなたに対する共生型通所介護事業のサービス提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は、下記のとおりです。

(事業開設の目的)

第1条 オリブ山生活介護きらきらが行う、共生型通所介護事業は、日常生活に支障がある要介護の状態にある利用者が、日常生活を営むことが出来るよう支援を行うことを目的とします。

(運営の方針)

第2条 オリブ山生活介護きらきらでは、機能訓練及び日常生活が出来るよう必要な援助を行います。

- 2 共生型通所介護事業の開始にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族にサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 3 共生型通所介護事業の開始にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- 4 生活支援員等の資質向上のため、研修の機会を確保するように努めます。
- 5 認知症の進行防止、問題行動によるトラブル等に対処できる事業所を目指します。
- 6 共生型通所介護事業の開始にあたっては、通所者及び家族のニーズに対応出来る事業が提供できるよう、資質の向上に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 : オリブ山生活介護きらきら
- (2) 事業所番号 : 4770103937
- (3) 所在地 : 沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目30番11
- (4) 電話 : 098-886-0747

(職員の職業、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次の通りです。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	事業所の従業員及管理及び業務の管理
生活相談員	1名以上	利用者の生活指導及びその家族との連携 その他、必要機関との連携と調整
看護職員	1名以上	利用者の健康管理、疾病の早期発見と予防 介護従業員への看護の指導
介護職員	12名以上	日常生活上の介護と健康管理
機能訓練 指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の衰退の防止、 改善をするための訓練指導、助言
事務職員	1名	必要な事務を行う

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりです。

- (1) 営業日 : 月曜日 ~ 土曜日 (祝日も営業)
- (2) 営業時間 : 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分
- (3) サービス提供時間 : 午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分
- (4) 休日 : 日曜日・年始 (1月1日~1月3日)
- (5) 利用定員 : 20 名 (共生型通所介護・障害福祉サービス 含む)

(共生型通所介護事業の内容及び利用料等)

第6条 共生型通所介護事業の内容は次の通りです。

- (1) 日常生活上の世話及び支援
- (2) 食事の提供 [配食]
- (3) 入浴
- (4) 機能訓練
- (5) レクリエーション
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎
- (8) 相談・助言

2 サービスを提供した場合の共生型通所介護費は、下記のとおりです。

共生型通所介護事業のサービスを提供した場合の利用者負担額は、介護保険負担割合証に基づき、利用者負担の割合が記載された割合分の金額をお支払い頂きます。

○介護保険 ※通常規模型通所介護費

(表示は1割負担)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A	5時間以上6時間未満	570円/回	673円/回	777円/回	880円/回	984円/回
	6時間以上7時間未満	584円/回	689円/回	796円/回	901円/回	1008円/回
	7時間以上8時間未満	658円/回	777円/回	900円/回	1023円/回	1148円/回
B	個別機能訓練加算Ⅰ	56円/日				
C	サービス提供体制強化加算Ⅰ イ	22円/回				
D	入浴加算 (入浴希望者のみ)	40円/日				
E	中重度者ケア体制加算	45円/日				
F	送迎減算	(事業所が送迎を行わない場合) -47円/片道				
G	認知症加算	(対象者のみ) 60円/日				
H	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	$(A+B+C+D+E+F+G) \times 9.0\%$ /月				

※ 上記表示額は、1割負担の金額。(2割負担は表示額×2)(3割負担は表示額×3)

※ 基本報酬・・・所定単位数(基本単価)に93/100を乗じた単位数

※ 各加算・・・各加算の算定要件を満たした場合に算定

3 その他の費用

(1) 食事代 : 1食 450円

(2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるものの実費。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、那覇市・浦添市・西原町・南風原町・宜野湾市・豊見城市・南城市の区域とする。

(緊急時等における対処方法)

第8条 共生型通所介護事業のサービス中に利用者に急変が生じた場合、主治医への連絡と共に家族へ連絡を行い、適切な対応を行う。

- 2 必要に応じて救急車の要請をし、救急病院受診の手配をします。
サービス提供中に事故が起こらない様に、安全の配慮に努力します。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供中に事故が発生した時は、救急車の要請、ご家族への連絡及び関係機関への報告など適切な対応を行なう。

- 2 共生型通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害保険会社へ速やかに報告し、損害賠償を行う。

(秘密保持等)

第11条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の介護サービス事業者等に対して、利用者に関する個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

- 2 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならないものとする。
- 3 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではいないものとする。
- 4 利用者の所持金その他貴重品は事業所内に持ち込まないものとし、やむを得ず持ち込まなければならない時は利用者が自ら管理するものとする。
- 5 事業所内の飲酒は原則禁止とする。また、サービス利用中の喫煙は定められた場所以外では禁止とする。
- 6 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。

(利益供与の禁止)

第13条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し

ないものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、感染症の発生又はまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する共生型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
- 3 事業所は、身体拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底及び身体拘束等の研修を年1回以上実施する。

(身体拘束廃止について)

第17条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する具体的拘束その他の行動を制限する行動を行わない。

- 2 やむを得ず、身体拘束を行う場合には身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いによりおこなうものとする。

(認知症ケアについて)

第18条 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みを行うものとする。

- (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、家族等に情報提供し、共に実践する。
- (2) 利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行う。
- (3) 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者や介護支援専門員を通じて他のサービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。
- (4) 定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

(感染対策の強化について)

第19条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 5 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

(研修の実施について)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年3回以上
- (3) 認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従事者を対象とする。

(ハラスメント対策について)

第21条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(記録の整備)

第22条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

- (1) 通所介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(記録の開示について)

第23条 利用者は、事業者が管理保存しているサービス提供記録等の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(苦情に関しての責任者)

第24条 共生型通所介護事業サービスに対しての苦情、ならびにご要望に際しては、下記の通りご連絡をお願いします。

- ◎ 苦情窓口 : 098-886-0747
- ◎ 担当責任者: 管理者 大浦 勝弘
- ◎ 対応日時 : 月～土(午前9:00～午後5:00)
- ◎ 苦情内容は秘密保持を原則とします。
(苦情に関しては、苦情対策委員会にて検討し、対処いたします)

(その他の苦情対応窓口)

- ◎ 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 (882-5704)
- ◎ 沖縄県国民健康保険団体連合会 (863-2321)
- ◎ 那覇市チャージョウ課 (862-9010)
- ◎ 浦添市介護長寿課 (876-1234)
- ◎ 西原町介護支援課 (945-5013)
- ◎ 南風原町長寿介護課 (889-7381)
- ◎ 宜野湾市介護長寿課 (893-4411)

(第三者評価)

第25条 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の表示	1 あり 2 なし
	2 なし		

共生型通所介護事業のサービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明し、交付しました。

年 月 日

住 所 : 那覇市首里石嶺町3丁目30番11
事業所名 : 社会医療法人 葦の会
オリブ山生活介護きらきら

説 明 者 _____ 印 _____

私は、本書面により事業所から共生型通所介護事業サービスについての重要事項の説明を受けました。

利 用 者 氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

電話番号 _____

私は利用者に代わり、上記の署名を行いました。

代理人又は立会人 氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

電話番号 _____